# 第33回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1. 日時 平成29年3月10日(金) 13時02分~14時30分
- 2. 場所 遠賀町役場 第6会議室
- 3. 出席委員(11人)

議 長 1番 三原 高志 副議長 2番 喜美雄 安部 委 員 3番 安藤 敏生 靖之 委員 4番 古野 委員 矢野 卓雄 5番 委員 秀邦 6番 加藤 加藤 選任学識 7番 陽一郎 選任学識 8番 二村 義信 高山 委員 9番 和幸 委員 10番 矢野 繁敏 委員 12番 森 昭徳

4. 3月の農業相談委員

9番 高山 和幸 10番 矢野 繁敏

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

3番 安藤 敏生4番 古野 靖之

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(●●●●)

第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(㈱●●●● 代表取締役 ●●●●)

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(医療法人●●会●●●病院

理事長 ●● ●●)

第4 報告案件

#### 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### 第5 その他の案件

第1号 農業委員等の推薦及び募集状況について 第2号 尾崎砂取り跡地について

### 開 会 13時 02分

議長皆さん。こんにちは。

議長 本日の出席委員は、11名中11名の委員が出席されております。過半数の出席があり、 総会が成立しています。よって、ただ今より第33回遠賀町農業委員会総会を開会いたしま す。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、3番安藤敏生委員、4番古野靖之委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

## 【異議なし。】の声

議長
それでは、安藤敏生委員、古野靖之委員お願いします。

議長 次に、次第の3月農業相談員は9番高山和幸委員、10番矢野繁敏委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第3条申請関係1件、 農地法第5条申請関係2件となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。 現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。 付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。 譲受人が松の本にお住まいの●●●氏で、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字古作1455番地、地目が田、面積が1289㎡です。 農地区域が農業振興地域外となっています。 譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環

境に特段問題は無いものと思われます。

事務局 続きまして4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が何●●●● 代表取締役 ●●●●氏で、貸渡人が福岡市にお住まいの●●●●氏で申請目的は賃貸による資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。7ページが現況平面図、8ページが土地利用計画図、9ページが縦横断図、10ページが事業計画書、11ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで自然流下となっています。12ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして13ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が医療法人●●会●●●病院 理事長 ●●●●氏で、貸渡人が木守にお住まいの●●●●氏で、申請地が15ページの字図にありますように、大字木守字江の上1175番1、地目が田、面積が516㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第1種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は15ページの建築予定地と記載している場所に介護老人保健施設を建設することに伴う工事用通路の一時転用です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。16ページが現況平面図、17ページが土地利用計画図及び縦横断図、18ページが事業計画書、20ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで水路放流となっています。21ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局以上が、現地調査を伴う案件であります。

議長
それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 13時 10分

一 現地調査後 一

再 開 13時 56分

議長再開します。

それでは 第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 まずは、地区担当の私からご報告します。 議長
何も問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、二村義信委員お願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、よろしくお願いします。

(8番)

議長ありがとうございました。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長無いようですので、これより採決に移ります。

第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。まず

は、地区担当森昭徳委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はないはございませんので、よろしくご審議お願いします。

(12番)

議長ありがとうございました。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第2号「農地法第5条の規定による許可申請

について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。まずは、地区担当安部喜美雄委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議よろしくお願いします。 (2番)

議長ありがとうございました。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第3号「農地法第5条の規定による許可申請 について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長
それでは、報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の22ページをお開きください。報告案件①農地法第18条第6項 の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、貸渡人の都合による解約1件1,269 ㎡、借受人の都合による解約51件45,093 ㎡、合計46,362 ㎡となっております。以上です。

議長ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長
それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①農業委員等の推薦及び募集状況について(説明)

②尾崎砂取り跡地について(説明)

議長はい、それではその他皆さんの方からございませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第33回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 14時30分